

規制影響分析書

「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について

平成 22 年 10 月

労働基準局安全衛生部化学物質対策課(半田有通課長) [主担当]

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること

施策大目標 2 安全・安心な職場作りを推進すること

施策中目標 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

石綿による健康障害防止のため、平成 18 年 9 月 1 日労働安全衛生法施行令により、石綿を含有する製品の製造、使用、輸入、譲渡及び提供（製造等）を禁止したところであるが、国民の安全上の観点等から代替化が困難な一部の製品については、当分の間禁止の規定の適用が猶予されている。

石綿による健康障害防止の徹底のためには、これらの禁止の規定の適用が猶予されている製品についても、代替化が可能になった時点で猶予措置の見直しを図る必要がある。

（現状・問題分析に関連する指標）

	指標	H17	H18	H19	H20	H21
1	石綿の輸入量 (単位：トン)	110	0	0	0	0
2	石綿による疾病（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚）に係る保険給付の支給決定件数 (単位：人)	721	1,858	1,063	1,115	1,073

（調査名・資料出所、備考等）

1については、財務省貿易統計より把握したもの。
2については、「平成 21 年度における石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について（速報値）」（平成 21 年 6 月。労働基準局労災補償部補償課）より把握したもの。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

（1）内容・目的

石綿を含有する製品のうち一部については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 3 条により、例外として当分の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されている。今般、これら製品の一部（※）について、実証実験等の結果として代替化が可能であることが判明したものについて、当該条文から削除することにより、製造等の禁止の規定の適用の猶予を撤廃するものである。

また、併せて、所要の経過措置（本規制案の施行日において現に使用されているものについては、同日以降引き続き使用されている間は、当該規制を適用しない等）を設けることとしている。

※ 製造等の禁止の規定の猶予を撤廃する製品

- （1）石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。（2）及び（3）において同じ。）を含有するガスケットであって、改正令施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分（300度以上の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
- （2）石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当するものであって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
 - イ 亜硝酸及びその塩
 - ロ 硝酸及びその塩
 - ハ 硫酸及びその塩
- （3）石綿を含有するグランドパッキンであって、既存化学工業施設の設備の接合部（400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当するものであって300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
 - イ 亜硝酸及びその塩
 - ロ 硝酸及びその塩
 - ハ 硫酸及びその塩

（2）根拠条文

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条、第 113 条、
労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条、

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 3 条

3. 便益及び費用の分析

* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【労働者への便益】（便益分類：A）

石綿含有製品の製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。

【事業者への便益】（便益分類：A）

石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。

【国民全体への便益】（便益分類：A）

本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等が禁止され、労働者以外の国民の健康障害も防止される。

(2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。

【行政費用】（費用分類：B）

国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。

※ 現規制においても製造等禁止の周知を行っており、本規制に伴う周知についても現行の周知を引き続き実施する中で行うこととしており、周知費用としては、現状維持と同様と見込まれる。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

想定されない。

（3）便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

便益と費用を比較するに、便益の方が大きく本規制は妥当である。なお、石綿含有製品については、代替が可能となったものについては既に製造等の禁止を行っており、今回対象としている製品についても、既に禁止しているその他の製品と同様の規制であることから、本規制の実施は適当と判断する。

4. 代替案との比較考量

（1）想定される代替案

労働安全衛生法第 22 条では、事業者がその使用する労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされており、同条に基づく規定として、労働者を使用する事業者による石綿含有製品の製造等の禁止に係る規定を省令に追加する。

（2）代替案の便益及び費用の分析

* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【労働者への便益】（便益分類：A）

石綿含有製品の製造等が禁止され、石綿粉じんにばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。

【事業者への便益】（便益分類：A）

石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。

【国民全体への便益】（便益分類：B）

労働者を使用する事業者以外の者については本規定が適用されず、国民が石綿粉じんにはばく露するリスクが残ることとなる。

② 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。

【行政費用】（費用分類：B）

国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。

※ 現規制においても製造等禁止の周知を行っており、本規制に伴う周知についても現行の周知を引き続き実施する中で行うこととしており、周知費用としては、現状維持と同様と見込まれる。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

想定されない。

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

事業場における製造及び使用が禁止される点では同様であるが、本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等を禁止することになるのに対して、代替案では、労働者を使用する事業者以外の者については規定が適用されず、石綿含有製品の製造等を完全に制限できるものではないことから、当該製品が処分されるまでの一連の作業において、国民が石綿粉じんにはばく露するリスクが残ることから、本規制案の方が望ましい。

5. 有識者の見解その他関連事項

「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書」（平成20年4月発表。座長：平野敏右千葉科学大学学長）において、以下のとおり記載されている。

石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書（抜粋）

第3部 アスベストの全面禁止に係る考え方

1 アスベストの全面禁止に向けた基本的考え方

(1) 全面禁止の措置が当分の間、猶予されている適用除外製品等についても、製造等を禁止することとする。ただし、国民の安全の確保上なお適用除外等の使用が必要であり、かつ、代替化等が困難であると判断されるものについては、代替可能となる期日を明らかにした上で、引き続き製造等の禁止の措置を猶予することとする。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

引き続き製造等の禁止の規定の適用が猶予される製品についても、代替化が可能となり次第、同様の規制を行うこととしている。